

平成 30 年度 「職員の給与改定について」に係る交渉の概要

1 交渉団体

鎌倉市職員労働組合・鎌倉市職員労働組合現業職員評議会

2 交渉回数

平成 30 年 10 月 31 日から平成 30 年 12 月 26 日まで 3 回

3 市の提案及び職員組合の主張と合意内容

項目	市の提案内容	職員組合の主な主張	合意内容
平成 30 年度 給与改定	<p>人事院勧告に基づいた給与改定を行う。</p> <p>給料表について、神奈川県 の改定給料表に準拠し改定 する。</p> <p>勤勉手当について支給割 合を改定する。</p> <p>一般の職員 1.80 月分→1.85 月分 再任用職員 0.85 月分→0.90 月分 平成 31 年度から期末手当 支給月数について 6 月、12 月を平準化する（年間 2.6 月）。</p> <p>特定任期付職員の給料表 及び期末手当の支給割合並 びに任期付職員の給料月額 及び勤勉手当について改定 する。</p>	<p>給料表についてベテラン 勢のモチベーションが保て るよう 3 級、4 級の部分で 号給の継ぎ足しを検討して ほしい。</p> <p>複線型人事・キャリアプラ ンについて協議したい。組 合からも提案をしていく。</p>	<p>人事院勧告に基づいた給 与改定を行う。</p> <p>給料表について、神奈川 県の改定給料表に準拠し改定 する。</p> <p>勤勉手当について支給割 合を改定する。</p> <p>一般の職員 1.80 月分→1.85 月分 再任用職員 0.85 月分→0.90 月分 平成 31 年度から期末手当 支給月数について 6 月、12 月を平準化する（年間 2.6 月）。</p> <p>特定任期付職員の給料表 及び期末手当の支給割合並 びに任期付職員の給料月額 及び勤勉手当について改定 する。</p>